

「（仮称）登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」に対する
意見および意見に対する考え方

No.	項目	意見	意見に対する考え方
1	第2条	【「地方公共団体は除く」について】 第2条第1項第4号に関連して、市が事業者のケースでは、条例案に記載の近隣説明等のステップを踏むことなく事業を進めることが出来る、ということなのではないでしょうか。	本条例に関連する事業を地方公共団体が実施する場合においては、条例の規定の有無にかかわらず、立地地域への説明等の手続は行われるものと考えております。
2	第2条	【事業地域の説明に書かれている、「自然環境等」「一定の影響」について】 第2条第1項第7号に書かれている内容は、具体的にそれぞれどのようなことでしょうか。あるいは規定していないのでしょうか。	「自然環境等」は、第1条で定めたとおり「登米市の豊かな自然環境や美しい景観及び安全・安心な生活環境」を指しております。「一定の影響」については、発電設備の種類や規模によって自然環境等へ与える影響範囲が異なることから、事業ごとに判断していくことを想定しております。
3	第5条	【廃棄物の適正処理】 第5条で、事業者自身が「適正」と考える方法ではなく、法律上の意味合いの「適法」に変更できないのでしょうか。（法令に基づいた処理、等）	事業者に対し、法令等に基づき責任を持って処分を行っていただくことが「適正な処理」と考えておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
4	第8条	【適用を受ける事業の定義について】 第8条で、事業規模の判断基準は国への申請事業（事業番号）ごとでしょうか。本条例が適用されない規模の事業が隣接地で複数計画され、事業者が同一あるいは系列で合算数値が適用を受ける規模であっても、適用外になるのでしょうか。	隣接地や近接地において、同一事業者等が事業を計画する場合は、一体的な事業として適用することを想定しているものであり、その取り扱いは、届出に係る手引き等で周知を図る予定としております。
5	第8条	【「増設」について】 第8条第1項の適用を受けない規模の既存事業者が、隣接地あるいは近接地で法令上の新規計画を行った場合は、「増設」ではなく別事業と判断されるのでしょうか。 また、事業者が同一であっても、隣接の土地所有者が異なる場合は、「増設」ではなく別事業とみなされるのでしょうか。	隣接地や近接地において、同一事業者等が既存の発電設備と一体的に事業を計画する場合は、増設される事業として適用することを想定しております。 また、土地所有者が異なる場合であっても同様となります。

「（仮称）登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」に対する
意見および意見に対する考え方

No.	項目	意見	意見に対する考え方
6	第8条 第11条 第12条	<p>【条例の「適用」、「届出」、「同意」について】 今回の条例案を見ると、新設事業の届出は事業者判断に委ねられていて、届出がないものは「適用外と推測」しかできないように思います。虚偽で届け出なかった場合の対応もないようです。 提案となりますが、事業者が適用条件で市への「届出」の要不要を規定するのではなく、届出は全てにして、「同意」の要不要に出来ないでしょうか。 →すべて届出制にして、条例の適用を受けないものは「90日」規定や「同意が不要」となれば、国へ申請している市内の全事業を市民や行政がタイムリーに知ることが出来、将来的に市内全体の再生エネルギー事業規模の把握もできると思います。 また、近年の太陽光発電の野ざらし問題も、すべて届出制にしていれば、実態を把握できると思います。 現在の条例案ですと、届出されていない条例適用外の既存施設の情報は、国へ問合せしないと知ることが出来ず、今後の増設の判断なども困難と想像されます。 今回の条例施行の際に既存の事業者の届け出も可能になれば、なお良いかと思えます。</p>	<p>適用を受ける事業について、事業者からの届出を義務付けているものであり、届出を行わない場合は、助言、指導とともに、勧告、公表することができるものとしております。 また、適用の範囲については、自然環境等へ与える影響の大きさ、届出や住民説明会開催に伴う事業者及び地域住民の負担等を考慮しつつ設定しているものでありますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
7	第10条	<p>事業者の土地取得時点から市並びに土地住民への説明を義務付けること。 【理由】 東和町のバイオガス発電所の例を見てもわかるとおり、かなり事業計画が進んできた時点で説明会が行われており、それは登米市だけではなく日本全国で見られます。まずは土地取得時点から地方自治体並びに住民に対して接することで、その事業者がどういう会社なのかがわかり、どういった事業が行われるのか知ることができると考えます。</p>	<p>事業計画の初期段階から地域住民と十分なコミュニケーションを図ることが重要であり、国へ事業計画認定の申請を行う前の説明会の実施や市への届出を義務付けているものであります。これにより土地取得時点と同様に事業計画の初期段階での説明会等が実施されるものと考えていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>

「（仮称）登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」に対する
意見および意見に対する考え方

No.	項目	意見	意見に対する考え方
8	第10条 第11条	【同意前の「変更」手続きについて】 第11条第2項では「速やかにその旨を市長に届出」とあり、第10条第2項では「変更の届出を行う前に～変更に関する説明会を開催」とあります。 一般的に説明会開催は時間を要しますが、どちらが先の手続きになるのでしょうか。 (変更の内容を市長、市民が知るタイミングのずれが出ます)	届出の内容を変更するときは、内容変更に関する説明会を実施（規則で定める軽微なものを除く）した上で、変更の届出を行ってもらうものであります。
9	第10条 第11条	【事項を変更した場合の「同意」と説明会について】 第11条1項の手続きと第10条の手続き（説明会開催）を最初から行うということでしょうか。	届出した内容を変更しようとするときは、第10条第2項で定める事業内容等の変更に関する説明会を実施（規則で定める軽微なものを除く）した上で、第11条第2項の変更の届出を行ってもらうものであります。
10	第11条	【同意した日付と、国への申請日の確認について（90日）】 事業者が国へ申請した際に、市へ届出する規定を追加できないでしょうか。同意の期限（90日前）を規定していますが、国へ申請した際の届出の規定がないので、90日以上経過した後かや、条例と国へ出した内容に違いがないか等のチェックをすることが出来ないと思います。	国へ申請した内容の確認については、国の開示情報を確認しつつ、必要に応じて事業者から報告を求めることとしておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
11	第11条	【同意後の変更手続きについて】 同意後の変更手続きの規定がないので、追加できないでしょうか。 規模や申請日などが違っていても、第18条第2項での勧告しか対応できないように思います。	同意後の変更については、変更の届出を求めるものでありますので、原案のとおりとさせていただきます。
12	第11条	【市内事業の届出】 第11条で、市内の同種事業の所在地、規模などを追加事項にできないでしょうか。（増設かなどの判断にする）	事業者からの届出において、市内における発電設備の設置状況について報告を求めることにより、設置状況を把握する予定としております。

「（仮称）登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」に対する
意見および意見に対する考え方

No.	項目	意見	意見に対する考え方
13	第11条 第12条	<p>【自然環境対策などの届出事項の追加について】</p> <p>条例案では、手続きの方法などに内容が限定されているように感じます。</p> <p>条例を作る本来の趣旨、第1条に記載されている「自然環境等」の保全に配慮した事業か、「同意」の判断材料を規則などに追加できないでしょうか。（例：「土地の選定の経緯、地域の自然環境の現状把握や事前調査、事業開始後の影響等」）</p>	<p>自然環境等への配慮等については、届出時に提出される事業計画書等に基づき、確認を行う予定です。</p> <p>規則に定める同意の基準により、事業計画の内容や住民説明会の実施など手続の状況を確認した上で、同意・不同意の判断を行うこととしておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
14	第11条 第15条	<p>【「地位の承継」と「届出事項の変更」の違いについて】</p> <p>第15条の「地位の承継」と第11条第2項の「届出事項の変更」の違いは何でしょうか。</p> <p>「地位の承継」は、第11条第2項の届出事項の変更に含まれる事項にあたらぬのでしょうか。</p> <p>第15条の文章では、例えば発電事業開始前の近隣説明会の途中で地位の承継があった場合は届出のみで同意が不要とし、承継者が「遵守する」のみと読みとれます。</p> <p>第15条「地位の承継」は、発電事業の開始後を指しているのでしょうか。発電事業開始後の地位の継承であった場合でも、第15条第2項では、地域住民への説明は不要、ということになるのでしょうか。</p>	<p>地位の承継については、発電設備の運転開始後、何らかの事情により事業者が変更となる場合に行ってもらうものであり、運転開始前後に関わらず、事業内容等（運転開始後の地位の承継を除く）に変更が生じる場合は、変更の届出を行ってもらうものであります。</p> <p>運転開始後に地位の承継の届出があった際には、地域住民等へ事業者の変更が生じた旨、周知を行うように事業者に要請してまいります。</p>
15	第11条	<p>第11条関連（届出事項）について、下記事項を新たに盛り込んでいただきたいと思えます。</p> <p>・事項・・・○事業区域の「生き物（主な動植物）」について記載した書類</p> <p>※理由 将来において、事業区域が原状復帰されたときに生態系回復の参考になるものと考えられます。なお、盛り込むところは第11条でも関連規則でも可です。</p>	<p>事業者から提出される事業計画書等により、生態系等を含めて自然環境等へ与える影響を確認することとしておりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

「（仮称）登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」に対する
意見および意見に対する考え方

No.	項目	意見	意見に対する考え方
16	第11条	<p>登米市の自然環境についてあまりにも漠然としていること。 【理由】 環境アセスメントを重視するということです。今の条例案では、事業ありきという現状となんら変わらないように見受けられます。土地の生態系の維持、種の保全等の環境影響評価を必ず行うことを義務付けて欲しいです。</p>	<p>環境影響評価の実施については、環境影響評価法及び宮城県環境影響評価条例で対象規模が定められており、これらに該当する場合は、法令等に基づき手続を行った上で、事業を実施することになります。 自然環境への影響については、事業者から提出される事業計画書等により確認を行うとともに、資源エネルギー庁が策定した事業計画策定ガイドラインや環境省が策定した太陽光発電の環境配慮ガイドラインなどに基づき、自然環境に配慮した事業実施を促してまいりますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>
17	その他	<p>【令和4年4月施行の「FIP」制度対応について】 本条例案や規則、条例案の概要書は「FIT」制度が根拠と書かれていますが、令和4年4月施行の法文や「FIP」制度にも対応している条例案でしょうか。</p>	<p>令和4年4月からFIP制度においても、FIT制度同様に、国への事業計画認定申請等の手続が必要となるものであり、原案で対応しているものと考えております。 なお、原案では、引用法令として「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」と記載しておりますが、令和4年4月から「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」へ名称変更されることから修正を行います。</p>
18	その他	<p>【事業者の倒産など】 事業継承者もなく、倒産などした場合はどのように考えるのでしょうか</p>	<p>企業の倒産を予見することは困難であり、これらを当初から担保させることは難しいものと考えております。 事業承継については、その手続を定めて管理責任を負う事業者を明確にすることとしておりますが、継承者がなく倒産した場合には、関係法令に基づき資産の処分がなされるものと考えております。</p>

「（仮称）登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」に対する
意見および意見に対する考え方

No.	項目	意見	意見に対する考え方
19	その他	<p>【「登米市開発指導要綱」などの手続きとの関連】 今回の条例と要綱等を合わせたフローチャートを提示いただけないでしょうか。 （それぞれの届出や説明会を重複することなく行う、ということか、など） また、新しく条例が出来ることで、他の市条例や要綱の改正が必要ないかの確認をお願いしたいです。</p>	<p>開発指導要綱等を含めた関連手続きを合わせたフローチャートについては、今後、作成を進める予定です。 また、本条例制定に伴う他条例等への影響については、確認を行いながら進めてまいります。</p>
20	その他	<p>行政区など地域、職場などで売電ではなく、電力自給のための発電所の開設を目指す。減反された水田でユーグレナ（ミドリムシ）を栽培して、登米IC近くの工業団地で精製して、市民の市民による燃料自給を図る。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
21	その他	<p>再生可能エネルギーの資源は農山漁村の第一次産業資源であり、その活用は国の産業構成に直結し、地球温暖化対策や地域経済の活性化にもつながり、日本は脱原発を決めて再生可能エネルギー生産に取り組むべきであります。 我が国は、食料の国内自給を目指し「家族経営農業を主体とする環境保全米など多様な地域農業の展開」と「再生可能エネルギー生産による電力自給」を目指す国内政策を確立すべきであります。 食糧自給資源も再生可能エネルギー資源も第一次産業資源であり、地域政策の基軸として「食糧自給と再生可能エネルギー自給」を目指す、地域土地利用計画を生産者・消費者の同意を得て地域政策の基軸として「第一次産業革命」運動の展開を提案するものです。</p>	<p>今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

「（仮称）登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（案）」に対する
意見および意見に対する考え方

No.	項目	意見	意見に対する考え方
22	その他	<p>今回、HPで公開されている「条例（案）」や「条例（案）概要」も見て、なるほど、と思いましたが、私が気になるのは、これを日々の仕事と生活に追われている働き盛り、子育て世代がHPにアクセスし、ダウンロードし、文字が連なる文章を読み、読んだとしてもすぐ理解できるのか、疑問です。</p> <p>登米市の豊かな自然環境を未来に、子どもたちに繋いで行くことはとても重要なことだと思います。立派な条例をつくることも大変な仕事だと思いますが、市民に知ってもらい、市民の声が聞こえるような取組をしてこそ、条例が活きるのではないのでしょうか？</p> <p>市の職員さんだけでは大変なら、外部の団体と連携するという方法を模索するという選択肢もあるかもしれません。</p> <p>登米市には行政と市民の距離が近い町になって欲しいと思っています。</p>	<p>ご意見のとおり条例を制定した上で、どのように活かしていくのかということが重要であると考えていることから、今後の周知方法等の参考とさせていただきます。</p>